

## 70歳～74歳の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	入院・世帯単位
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回該当:44,400円)
一般所得者	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※同一医療機関等における自己負担では上限額を超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担を合算することができます。  
 ※月の途中で75歳の誕生日を迎え、移行した後期高齢者医療制度と移行前の医療制度、それぞれのその月の自己負担限度額が1/2となります。  
 ※多数回該当とは、過去12ヵ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

## 70歳～74歳の所得区分

### 現役並み所得者

課税所得145万円以上の方(70歳～74歳までの方)などが同じ世帯にいる方  
 ただし、下記の金額に満たない場合は、申請により所得区分が「一般所得者」となります。

〔 単身世帯の場合…年金と給与収入の合計が383万円 〕  
 〔 二人以上世帯の場合…年金と給与収入の合計が520万円 〕

### 一般所得者

現役並み所得者、低所得者のいずれにも該当しない方  
 平成27年1月以降は同一世帯の国保被保険者(70歳～74歳までの方)の所得合計が210万円以下である場合も、所得区分が「一般所得者」となります。

### 低所得者Ⅱ

住民税非課税世帯に属する方

### 低所得者Ⅰ

住民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準\*以下の方

\*一定基準とは、年金収入80万円以下等です。

## 高額療養費の払い戻しの受け方

### 外来でも入院でも、窓口での支払いが限度額までとなります

医療機関の窓口での自己負担を限度額までの支払いで済ませるには、保険証や高齢受給者証とともに、下記の認定証を医療機関の窓口へ提出する必要があります。

事前に国保の窓口へ申請して、認定証の交付を受けてください。



対象となる方		医療機関に提出するもの	
70歳未満	住民税非課税世帯以外	限度額適用認定証	+
	住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証	
70歳～74歳	住民税非課税世帯以外	なし	+
	住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証	

保険証

保険証と  
高齢受給者証

認定証を提示しない場合でも、あとで国保の窓口へ申請すれば、後日払い戻しを受けることができます。

詳しい手続き等は国保の担当窓口へご確認ください。

※当リーフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しております。  
 今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

© 社会保険出版社  
 禁無断転載 82361

UD  
 14H FONT

リサイクル適性(A)  
 この印刷物は、印刷用の紙へ  
 リサイクルできます。

グリーン購入法  
 適合印刷物です